

☎総和庁舎 Tel.92-3111
 ☎古河庁舎 Tel.22-5111
 ☎三和庁舎 Tel.76-1511
 🏠健康の駅 各課直通電話番号
 🏠古河福祉の森会館 各課直通電話番号
 各庁舎の住所は33ページをご覧ください

市役所から

マイナンバーカード

交付のための休日開庁します

交付通知書に記載された書類を指定の交付場所に持参してください。申請のサポートも行います。

期日・場所
 6月7日(日)・・・市民総合窓口室
 6月14日(日)・・・市民総合窓口室
 6月28日(日)・・・市民総合窓口課
 時間 8時30分～11時30分、13時～16時45分

☎市民総合窓口課

令和8年経済センサス・活動調査

事業所や企業の経済活動を5年ごとに調査します。国から送付された調査書類に回答していただき、または新たに把握した事業所などには、5月下旬に調査員が訪問し、紙の調査票を配布します(本社一括調査の場合を除く)。回答へのご協力をお願いします。

対象 市内にある事業所・企業
 問 ☎統計室



退職(失業)時の国民年金の手続き

20歳以上60歳未満の人が会社などを退職した場合、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要です。また、配偶者が第3号被保険者のときは、配偶者の手続きも必要になります。保険料を納めることが困難な場合は、申請により納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。

持参物 基礎年金番号が分かるもの、退職日が分かる書類(免除・納付猶予を申請する場合は離職票または雇用保険受給資格者証等)

申込場所 ①国保年金課、②市民総合窓口課、③市民総合窓口室
 問 ④国保年金課、下館年金事務所
 所 Tel.0296・25・0829

国保人間ドックの助成(2次募集)

特定健診、がん検診との重複受診はできませんので、ご注意ください。

対象 次の①②を満たす人
 ①申込時と健診受診時に国保被保

国民健康保険税の納付方法のご確認を

教育総務課



令和8年度国民健康保険税の納税通知書を7月に発送します。納付方法を変更する場合、口座振替依頼書での申し込みは6月30日(火)までに、ペイジー・Web口座振替受付サービスでの申し込みは7月10日(金)までに手続きをしてください。手続きの時期によっては、変更後の納付方法が納税通知書に記載されない場合があります。

口座振替依頼書・廃止届は市役所各庁舎と市内金融機関に備え付

昭和56年以前の住宅の無料耐震診断を行います

無料耐震診断を行います

対象 木造戸建て住宅の所有者で、次の①～④全てを満たす場合
 ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、階数が2階以下、延べ面積が30平方メートル以上の住宅

②在来軸組構法・伝統的構法で建てられた住宅(プレハブ、ツーバイフォー、丸太組構法等は対象外)
 ③過去にこの事業に基づく耐震診断を受けていない人
 ④所有者とその世帯員が市税を滞納していない人

定数 5戸(多数抽選)
 内容 診断士と訪問日を決定後、

第2回市議会定例会を開催します

議会では、市の重要な条例や予算について審議するほか、市政全般にわたる一般質問も行われます。
 場所 市役所古河庁舎3階議場、委員会室
 傍聴者定員 本会議：62人、委員会：10人
 問 ☎議会事務局

【定例会の会期予定】

| 期日 | 会議 | 時間 | 内容 |
|-------------------------------|-------|--------|-------------|
| 6/9(火) | 本会議 | 10時 | 開会、議案の説明 |
| 6/11(木) | | | 質疑、議案の委員会付託 |
| 6/12(金) | 常任委員会 | 10時 | 総務常任委員会 |
| | | 10時15分 | 産業建設常任委員会 |
| 6/15(月) | | 10時 | 文教厚生常任委員会 |
| 6/16(火) 6/17(水) 6/18(木) | 本会議 | 10時 | 一般質問 |
| 6/19(金) | 本会議 | 10時 | 委員長報告、採決、閉会 |

※変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

松岡奨学生の募集(高校生対象の奨学生制度)

募集人数 14人

対象 今年度の高等学校等(学校教育法に規定する全日制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部または高等専門学校)の第1学年から第3学年(在学者で、次の①～④全てを満たす人)
 ①品行が正しく、学術優良であり、健康である



「セールス」にご注意ください

家の中と外回りを調査
 市では、申し込みをしていない人への診断士の派遣や、改修工事のあつせんはしていません。

申込期限 6月5日(金)☎☎
 申込・問 ☎建築指導課

耐震補強が必要な住宅の耐震改修費等の一部を補助します

対象 次の①～③全てを満たす住宅の、上部構造評点を1.0以上にす
 るための補強・耐震改修設計・工事費用、または対象住宅の耐震建て替え設計・工事費用
 ①自己用の木造戸建て住宅
 ②所有者とその世帯員が市税を滞納していない
 ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満

※対象者、対象住宅、設計者、施工者等に要件あり。
 定数 1戸(多数抽選)
 補助額 設計と工事に必要な経費の5分の4に相当する額(上限115万円)
 申込期限 6月19日(金)☎☎
 申込・問 ☎建築指導課

危険ブロック塀等の撤去費の一部を補助します

対象 次の①～④全てを満たす場合
 ①市が定める通学路または緊急輸送道路に面する危険ブロック塀等の全部または一部を撤去する工事
 ②交付決定前に工事に着手していない
 ③申請者が市税を滞納していない
 ④12月25日までに工事を完了できるもの

※対象ブロック塀、施工者等に要件あり。
 補助額 撤去費に3分の2を乗じた額、または撤去する危険ブロック塀等1メートル当たり1万円(撤去部分の高さが1メートル以下の場合には7千円)を乗じた額のうち低い額(上限10万円)
 申込期限 8月14日(金)☎☎
 申込・問 ☎建築指導課

老朽した危険な空き家の解体費用の一部補助します

対象 国の基準を満たす空き家等
 補助額 解体費の半分(上限50万円)
 申込期限 10月30日(金)☎☎
 申込・問 ☎営繕住宅課